

自動車運転訓練・免許取得費用の助成

下肢などに障がいのある方が、自動車運転免許を取得する場合の費用の一部を助成します。

対象 身体障害者手帳の上肢障がい1級の方、下肢・体幹・内部障がい1級～4級の方

助成額 自動車教習所の技能教習費の3分の2以内（限度額10万円）



福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付

在宅重度障がい者の方などが、通院や日常生活で利用するタクシーの運賃または自動車燃料費を助成します。

対象

- ・身体障害者手帳1級または2級の方（聴覚障がい、肢体不自由上肢の障がいを除く）
- ・知能指数35以下または療育手帳がA1・A2の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・特定疾患医療受給者証または小児特定疾患給付通知の交付を受けている方

○福祉タクシー利用

内容 利用券（1枚500円）による運賃の助成
交付枚数 年間60枚以内（人工透析を受けている方は、年間156枚以内）

○自動車燃料費助成

内容 助成券（1枚1,000円）による燃料費の助成
交付枚数 年間14枚以内（人工透析を受けている方は、年間36枚以内）
 ※両方の券の併給（2分の1ずつ）にも対応しています。

在宅医療・介護相談窓口

住み慣れた家庭や地域で、医療や介護などのサービスを安心して受けることができるよう、福祉課・さくら館内に、相談窓口を開設しています。

保健師が相談に応じますので、相談を希望する方は、福祉課に連絡してください。

養護老人ホームの入所

身寄りがなく、経済的理由や心身の状況により在宅で生活することができない方などの、養護老人ホームへの入所手続きを行います。

成年後見制度利用の支援

判断能力が不十分な身寄りのないひとり暮らしの認知症高齢者などに対し、本人に代わり、契約や財産管理を行うことができる成年後見人などの申し立て手続きを家庭裁判所に行います。

敬老行事の開催

敬老会の開催、敬老祝金の贈呈、長寿夫妻への記念品贈呈などを行います。

にこにこ運動教室

ストレッチや無理なく足腰を鍛えられる内容の運動が中心です。ひとりでは、なかなか続かない運動もみんなと一緒に楽しく取り組みます。

対象 65歳以上の方
定員 各会場25人
コース 6月から町内5会場で週1回、1会場32回、年間全160回を開催する予定です。

※会場や時間など、詳細は、福祉課に問い合わせてください。

脳と体の若返り教室

物忘れの予防や改善に効果があるといわれる脳トレと運動を組み合わせた内容の教室です。

対象 65歳以上の方
定員 各コースとも25人
コース 5月～9月、12月～3月の2コース（各コースとも週1回、計12回を予定）年間全24回を開催する予定です。

※会場や時間など、詳細は、福祉課に問い合わせてください。

高齢者水中運動教室

水中での浮力や水圧を利用し、膝などに負担をかけずにどなたでも無理なく足腰を鍛えられます。運動は、苦手という方も楽しく取り組みます。

対象 65歳以上の方
定員 25人
コース 6月から8月までの計12回。
 ※会場や時間など、詳細は、福祉課に問い合わせてください。

ごみ出し支援サービス

家族や知人等からの支援がなく、ごみ出しが困難となっており、ひとり暮らしなどで見守りを必要とする方に対し、ごみ出し支援サービスを7月から実施します。

対象 介護保険の要支援または、介護予防日常生活支援総合事業の対象者でひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯で見守りが必要な方

利用料 1か月100円
利用回数 1か月6回まで

障がい者総合支援などのサービス

自立支援給付

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と児童福祉法に基づき、障がい福祉サービスを提供します。

対象 身体・知的・精神の3障がいおよび難病の方など

自己負担額 課税状況による

○**介護給付**（居宅介護、同行援護、短期入所、生活介護、施設入所支援、放課後等デイサービスなど）

○**訓練等給付**（共同生活援助、自立訓練など）

移動支援事業

外出時の円滑な移動を支援します。

自己負担額 課税状況による

自立支援医療

身体、精神障がい者および障がい児の方が、所定の医療を受ける場合、一定所得未満の方は医療費の公費負担があります。

自己負担額 所得による

日常生活用具の給付

対象 障がい者、難病などの方
給付品目 ストマ用装具、入浴補助用具、便器、盲人用時計、火災警報機などの日常生活用具

※障がい内容などにより給付できる用具が異なります。

自己負担額 課税状況による

補装具の給付（修理）

身体障がい者、難病などの方に対し、義肢、装具、車椅子、盲人用つえなどの補装具を給付（修理）します。

自己負担額 課税状況による

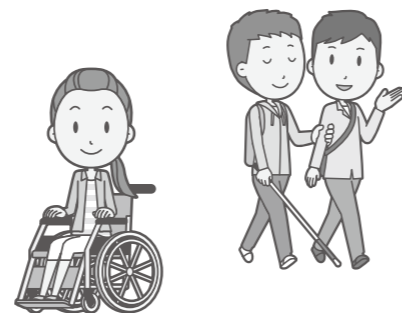
相談支援事業

障がい者やその家族の方の生活、福祉サービスの利用など、いろいろな相談を町が委託している相談支援事業所の相談員が対応します。

また、月2回、役場およびさくら館で福祉相談会を開催します。

委託事業所 おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー（小田原市久野115-2）

電話番号 0465-35-5258



地域訓練会（なでしこ教室）

言葉や体の発達の遅れが心配、友達と上手に遊べないなどで悩んでいる保護者の方とのお子さんを対象に、機能回復と早期療育を目的とした相談や生活訓練を行います。

開催日 月1回
場所 さくら館

自動車改造費の助成

重度身体障がい者の方が、自らが所有し運転する自動車の操行装置などを改造する場合の費用の一部を助成します。

対象 身体障害者手帳1級または2級の上肢・下肢・体幹に障がいのある方（一定以上の所得がある世帯を除く）

助成額 改造に要した費用（限度額10万円）

児童言語訓練会（ことばの教室）

耳の聞こえや発音の気になるお子さんとその保護者の方に対し、言語聴覚士が個別指導で言語訓練を行います。

開催日 月4回（毎週水曜日）
場所 さくら館 湯本幼児学園

重度心身障がい者住宅設備改良費の補助

重度の障がい者の方のために、玄関、浴室、便所などを改良する場合の経費の一部を補助します。

補助額 世帯の所得状況による
限度額 100万円（工事内容による）

扶助・助成など

施設通所者の交通費の助成

障がい児の方が、更生または社会復帰などの目的で、所定の施設に通う際に、支払った交通費を助成します。

身体障害者手帳の診断書料の助成

身体障害者手帳の交付申請や障がいの等級変更などのため、指定医師による診断書作成に要した診断書料を助成します。